

TOPIC

10月16日の慰霊祭にあわせ メモリアル公園でライトアップ

商工会女性部では、会員をはじめ住民のみなさまから賛同いただいた寄付により、ペットボトル500個を購入しました。このペットボトルを活用し、10月16日の慰霊祭に合わせ、メモリアル公園に追悼の意を込めて設置する予定です。

島内の児童生徒に書いていただいたメッセージをペットボトルに込めて設置しますので、ぜひご覧ください。

期間 10月15日(金)～10月24日(日)

時間 日没から20分後に光始め、
4時間後に自動消灯します

(10月中旬の日の入りは17:10頃ですので、
18時頃に光始めると予想されます)

ペットボトルの植込みに お手伝いを!

日付：10月13日(水)

時間：15時～最終受付16時

場所：メモリアル公園 管理棟近く

※ご参加いただける方は、マスク着用をお願いします。

「インボイス制度」の登録が始まります!

インボイス制度と聞いて、よく分からないという事業者も多いと思いますが、全ての事業者に関係してくる制度です。簡単に今の消費税について確認しましょう。

消費税課税事業者は、売上として受け取った消費税から、仕入れなどで支払った消費税を差し引いて納税することが原則です。

<預かった消費税(売上)ー支払った消費税(仕入・経費) ＝納める消費税>

インボイス制度が始まると何が変わのでしょうか。インボイスとはすごく簡単に言うと、各事業者の登録番号が記載された請求書のことで、正式には適格請求書(インボイス)とあります。この登録番号は申請により税務署が発行します。

インボイス制度導入後には、消費税の申告に支払った消費税を差し引けるのは、適格請求書のみとなります。消費税納税事業者はもちろんですが、納税を必要としない免税事業者も納税事業者との取引がある場合には、インボイス登録が必要です。

<消費税確定申告の際>

- ・インボイス登録事業者 = 適格請求書 → 支払った消費税を差し引ける
- ・インボイス登録をしていない事業者 = 普通の請求書 → 支払った消費税を差し引けない

(今後のスケジュール)

- ・令和3年10月1日～インボイス制度の登録開始(登録番号の発行など)
- ・令和5年10月1日～インボイス制度導入開始

インボイス制度導入にあたり事前に制度を把握し、準備しておくことが必要です。

商工会では、「インボイス制度」等説明会を11月30日(火)の開催を予定ですので、ぜひご参加下さい。

商工会員限定の福祉共済に 生命保障が追加されました。

万が一の時の備えは大丈夫ですか? 福祉共済は手頃な掛金で必要な補償に備えられます。今までは「けが」・「病気」・「ガン」のみの補償でしたが2021年8月より新たに生命保障が追加されました。割安な掛金で1,000万円から最高6,000万円まで保障します。

また、配当金もです。(令和2年度配当率は18.04%)

※配当はお約束できるものではなく、満期または共済金支払時に支払われます。

【「生命」保障】

	死亡・高度障害	共済期間	付帯特約
保障金額	1,000～6,000万円	10年(自動更新)	リビングニーズ、指定代理請求

【2口1,000万円の生命保障月額掛金例】

	20歳	25歳	30歳	40歳	50歳	55歳	60歳	65歳
男性	1090円	1240円	1470円	2470円	4690円	6650円	9640円	14390円
女性	800円	960円	1200円	1960円	3220円	3990円	5080円	7220円

※掛金の例です。1歳きざみで掛金が異なります。詳しくは商工会まで

大島町商工会 職員募集



【業務内容】

- ・島内の事業者に対する経理や税務申告等の相談指導業務
- ・商工会運営にかかる事務処理
- ・地域商工業者の相談指導業務を行う経営指導員の補助業務等

【必要な資格等】

- ・学校教育法における高等学校以上を卒業した者
- ・普通自動車免許を有する者
- ・日商簿記3級以上(採用後取得可)
- ・Excel・Wordなどパソコン(Windows)操作のできる者

【雇用形態】職員(試用期間あり)

【募集人員】1名

【選考方法】1次：書類審査 2次：面接

【年齢】35歳未満の方

※例外事由ー3号のイ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合の例外事由

【性別】不問

【給与】当会給与規程による。(職務加算あり)

【勤務時間】8:30～17:00(休憩12:00-13:00)実働7時間30分

【休日】週休2日制(土・日)・祝日・年次有給休暇・夏季休暇・年末年始等

【福利厚生】社会保険・厚生年金・労働保険・職員年金・グループ保険制度等

※応募を希望される方は、

履歴書を大島町商工会 元町1-1-14へ
提出または郵送願います。

問い合わせ 2-3791(担当 浅沼)

簿記検定を受験しませんか?

第159回簿記検定を11月21日(日)に実施します。
(主催 日本商工会議所)

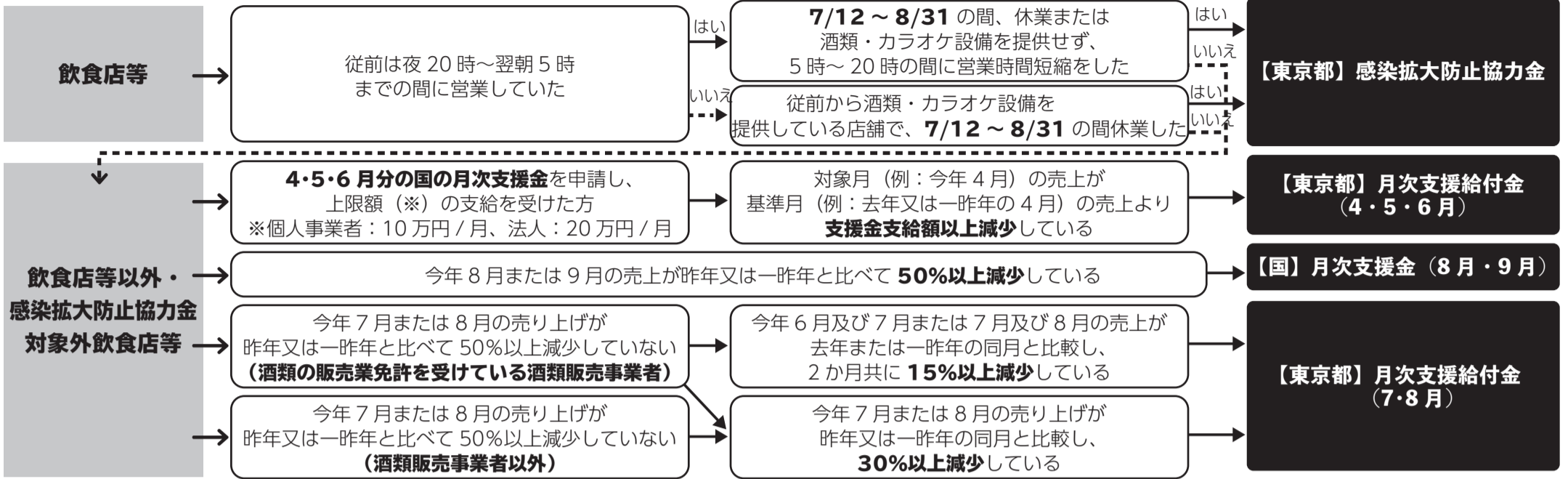
《3級》 《2級》
【時間】 午前9時～ 午後13時30分～
【受験料】 2,850円 4,720円

【試験会場】 大島町役場3F 会議室

【申込期間】 10月5日(火)～10月21日(木)

協力金・支援金制度について

東京都では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための要請や協力依頼に応じていただいた飲食店等に対して協力金を支給します。また、上記協力金の対象ではないすべての業種を対象に、新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上が減少した中小法人・個人事業者に対して支援金が国・東京都から支給されます。支援策が多く複雑になっておりますので申請の際は間違えのないようご注意ください。



- 国の月次支援金の支給を受けた方で要件を満たした事業者は、東京都の月次支援給付金を申請することができます。
- 月ごとの申請になりますので、月によって申請が国と東京都で異なっていても問題ありません。
- 各協力金・支援金の詳細をご覧ください。商工会までお問い合わせください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
【国】月次支援金	受付終了				～10/31	～11/31
【東京都】月次支援金		～10/31		～R4/1/14		未公表

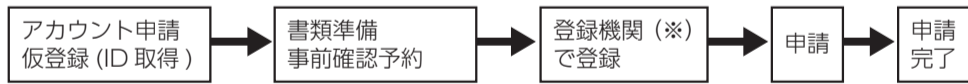
◆【国】中小法人・個人事業者のための月次支援金 <対象月 8月・9月>

- 給付要件 緊急事態宣言またはまん延防止措置が発令されていた8月・9月の期間で、今年の月間の売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。
なお、東京都から協力金または支援金を受給した場合は申請できません。
- 給付額 中小法人 1月あたり上限20万円
個人事業者等 1月あたり上限10万円
給付額=2019年または2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上(8月分の申請の場合、2019年8月または2020年8月が基準月、2021年の8月が対象月となります)
- 申請期間 8月分 : 9月1日～10月31日 (初めて申請の場合10月26日まで)
9月分 : 10月1日～11月30日 (初めて申請の場合11月25日まで)
- 申請方法 オンライン申請
- 必要書類 <一時支援金や月次支援金2回目以降の申請された方>
事前確認は不要で、2021年対象月の売上台帳の提示(取得から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書が必要な場合もあります)

<初めての方>

- ①法人：履歴事項全部証明書 個人：本人確認書類
- ②2019年・2020年確定申告書類
- ③2019年1月～2021年対象月までの各月の帳簿書類(月別の売上のわかるもの)
- ④2019年以降の事業の取引を記録している通帳(法人：法人名義の口座 個人：事業主名義の口座)
- ⑤宣誓同意書(WEBまたは商工会で入手できます)

■初めての方の申請の流れ



※商工会は事前確認登録機関に登録されています。混雑防止のため、予約をお願い致します。

◆【東京都】中小企業者等月次支援給付金 《4月・5月・6月》

- 給付要件 2021年4月以降に発出された緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、売上高が減少した都内中小企業等を対象に、国の月次支援金に対して支給額を加算するとともに、国制度の対象要件を緩和し、支給対象を拡大して、都独自に支給します。
- 支給対象 都内に本社・本店のある中小企業等及び都内に住所のある個人事業者等
- 支給要件 ①緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
②2021年の対象月の売上が2019年又は2020年の同じ月に比べて30%以上減少している事

○1か月あたり支給額

※月ごとの売上減少高に応じて給付額が決定され、定額ではありません		2019年又は2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上		
		70%以上減少 ※新しく拡充	50%以上70%未満減少	30%以上50%未満減少
中小企業等	酒類販売事業者	上限40万円/月	上限20万円/月	上限10万円/月
	その他の事業者	上限5万円/月		上限10万円/月
個人事業者等	酒類販売事業者	上限20万円/月	上限10万円/月	上限5万円/月
	その他の事業者	上限2.5万円/月		上限5万円/月

- 必要書類 1. 令和3年の対象月の売上台帳 2. 令和1年度・令和2年度の確定申告書控え 3. 法人：履歴事項全部証明書(取得から3ヶ月以内)、個人：本人確認書類(免許所等) 4. 通帳 5. 酒類販売業免許通知書の写し 6. 50%以上売上が落ちている場合は、国の月次支援金の給付決定通知書
- 計算方法 給付額=2019年または2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上(一国の給付金)
- 申請期間 令和3年10月31日(日)まで

◆【東京都】中小企業者等月次支援給付金 《7月・8月》

- ※支給要件・支給対象・必要書類・計算方法は上記と同じ
- 支給要件 ①緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
②2021年の対象月の売上が2019年又は2020年の同じ月に比べて30%以上減少している、または2か月連続で15%以上減少していること。

○1か月あたり支給額

		2019年又は2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上					
		90%以上減少 ※新しく拡充	70%以上90%未満減少	50%以上70%未満減少	30%以上50%未満のうち2か月連続30%以上	50%未満減少	15%以上30%未満減少 2か月連続15%以上
中小企業等	酒類販売事業者	上限60万円	上限40万円	上限20万円	上限20万円	上限10万円	上限10万円
	その他の事業者	上限10万円			上限15万円	10万円	—
個人事業者等	酒類販売事業者	上限30万円	上限20万円	上限20万円	上限10万円	上限5万円	上限10万円
	その他の事業者	上限10万円			上限7.5万円	5万円	—

※2か月連続した売上減少率に関する考え方は、7月分(6-7月連続)、8月分(7-8月連続)のみに適用

○申請期間 令和4年1月14日(金)まで

◆【東京都】営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(7/12～8/31実施分)

- 申請受付期間 9月15日(水)～10月15日(金)
- 支給額 1店舗につき204万円～1,020万円(売上減少額により変動)
- 申請方法 WEB申請または郵送
- 申請書類 <令和3年の協力金支給決定通知をお持ちの方で同じ店舗・施設で申請する方>
①協力金申請書・誓約書(WEBまたは商工会で入手できます)
②令和3年に届いた協力金支給決定通知(できるだけ最新のもの)
③休業・時短営業の状態が分かる書類(写し・写真)
④コロナ対策リーダーの宣誓書(写し)

◆【東京都】営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(9/1～9/30実施分)

- 支給額 9/1～9/30 実施分：120～600万円(売上減少額により変動)
- ※申請受付期間は10/14(木)14:00～11/15(月)

